

令和2年（2020年）5月22日

放課後児童クラブ利用の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会教育総務課

**新型コロナウイルス感染症対策に係る放課後児童クラブの対応について  
（お知らせ）**

新型コロナウイルス感染症対策のため神奈川県に発令されていた緊急事態宣言が5月31日（日）までに解除された場合、6月1日（月）から段階的に学校が再開されます。

つきましては、6月からの児童クラブの開所については、次のとおりとなります。

期 間	開 所 時 間
6月1日（月）～13日（土）	8時から18時30分まで
6月15日（月）以降	平 日：放課後から18時30分まで 土曜日：8時から18時30分まで

※6月1日（月）～13日（土）の期間中に利用する場合は、お弁当と水筒を持参してください。また、この期間中であっても、学校の規模等により、児童全員が登校する時間帯がある場合、その時間帯は閉所することがあります。

**※今後、緊急事態宣言が延長された場合などは、児童クラブの開所時間等が変更となる場合があります。その際は、改めてお知らせします。**

これまでのようにご利用の自粛をお願いするものではありませんが、**お子様の密集を防ぐため、引き続き、可能な範囲で児童クラブのご利用をお控えくださるようお願いいたします。**

6月中一度も児童クラブを利用しない場合は、「夏休み等長期休暇届兼保護者負担金減額・免除申請書」を6月13日（土）までに各児童クラブにご提出ください。なお、これまでに申請書を提出されている場合でも、**改めて提出する必要があります。**また、6月からの保護者負担金は、**最終利用日に応じた減額はありせん**のでご注意ください。

学校の臨時休業に伴い児童クラブを利用されている方につきましては、6月13日（土）まではご利用ができますが、引き続き利用されたい場合は、5月中に教育総務課までご連絡ください。学校の再開に伴い退所される方は「退所届」を各児童クラブにご提出ください。